

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制と進行管理

地域福祉は、市民をはじめ、地域の団体・組織、[※]NPO・ボランティア団体、社会福祉事業者、企業、社会福祉協議会、市や府といった各行政機関などのさまざまな主体が[※]協働しながら、進めていくことが重要です。こうした、地域福祉活動の主体がそれぞれの役割を認識し、市民を中心としながら、協働による活動を推進することが求められています。

本計画を着実に進めていくため、取り組みを実施していく地域の組織や関係団体と、活動をサポートする市や社会福祉協議会との連携・協働を強化します。

P（計画：plan）⇒D（実行：do）⇒C（評価：check）⇒A（見直し：action）

計画の推進にあたっては、市民や関係団体・組織、社会福祉事業者、社会福祉協議会などの地域福祉の推進にかかわる活動主体の代表で構成する「南丹市地域福祉計画推進委員会」において、計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに、国の社会福祉制度改革の動向も十分に見極めながら、見直しを含めて協議していきます。

また、庁内関係各部課で構成する「南丹市地域福祉計画庁内推進委員会」において、計画に基づいた実施事業の検討と進行管理を行います。併せて、社会福祉協議会の地域活動の取り組み状況の把握も同時に行います。

5年後の計画の評価に際しては、[※]ワークショップやアンケート調査による市民の意識や行動変容の把握を行います。

また、関係各課や地域の団体・組織へのヒアリング調査等を通じて、事業の進捗状況や団体間の連携の進捗状況など、地域福祉計画による施策評価を行い、その結果を次期計画へと反映します。

① 市民の役割

市民一人ひとりが福祉に対する意識を高め、この地域社会の一員であることの自覚を持つことが大切です。そして、地域福祉の担い手として、自らがボランティアなどの社会活動に積極的に参加するなどの役割が期待されます。

② 団体・組織、NPO及び社会福祉事業者などの役割

民生児童委員をはじめとする団体・組織は、市民が安心して暮らせるためのさまざまな支援を行う役割を担っています。

また、NPOやボランティアには、地域でさまざまな福祉活動を行っている団体と連携を図り、多様化する地域の福祉ニーズの対応を図る活動団体としての役割が求められます。

社会福祉事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報、また、その他サービスとの連携などに取り組むことが求められています。さらに、多様な福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や市民の福祉への参加支援、地域の一員として社会貢献活動などの実践による福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

③ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を進めることを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、行政と協働^{*}して本計画の推進を図るとともに、その推進においては市民や各団体・組織との調整役として大きな役割を担うことが期待されます。

そこで、社会福祉協議会は今後、誰がどのような取り組みを進めていくのか話し合ったり、市民や地域の団体・組織を交えて、意見交換などを行い、今後の計画での推進を検討するなど、地域福祉推進の先導役を果たすことが求められています。

④ 行政の役割

行政では、社会福祉協議会や民生児童委員、自治会、NPO・ボランティア団体、当事者団体などの役割をふまえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進するための支援を行います。

行政の内部においては、保健・医療・福祉分野をはじめ、教育・防災・防犯・交通・住宅・環境などの他の分野に関係する各部課の連携を図りながら、横断的な施策の推進に取り組みます。

2 計画の普及啓発と実践

本計画を推進していく上では、計画のめざす地域福祉の方向性や取り組みについて、市民をはじめとする計画にかかわるすべての人が共通認識を持つことが必要です。

そのため、広報紙やホームページなどを活用し、広く市民に周知し、計画や地域での福祉活動を普及・啓発します。

3 個人情報保護の徹底と適正な取り扱い

平成17年に「個人情報の保護に関する法律」が施行され、市民の個人情報に関する意識は非常に高まっています。これにより個人情報保護の観点から、地域や関係機関等において必要な個人情報が十分に共有されず、活動がしにくいという状況があります。

しかし、地域における生活課題を発見し、解決につなげていくためには、関係者間で情報を共有することが必要になっていることから、本計画の推進にあたっては、より実効性を高めるために、支援を必要とする人などの情報を正確に把握し、地域で共有を図るためのガイドラインを作成します。

本計画を推進する上で集められた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」や「南丹市個人情報保護条例」等の趣旨を踏まえた上で、適正に管理していきます。